

## 事業名：放課後児童会運営事業

子ども家庭課 児童母子係

政策	03 安心を感じる保健・医療・福祉の充実								
施策	03 子育て環境の充実								
基本事業	03 学齢期児童への支援								
開始年度	昭和41年度	終了年度	—	実施計画 事業認定	非対象	会計区分	一般会計	補助金	

<b>事務事業の目的と成果</b>	
対象（誰、何に対して事業を行うのか）	
対雁小学校区の児童（おおむね小学校1年～3年生）	
手段（事務事業の内容、やり方）	
対雁小学校区におおむね児童会を公設民営で設置し、児童指導員が衛生及び安全が確保された施設において、放課後に親子共々安心できる「毎日の生活の場」を提供する。	
意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）	
留守家庭児童の放課後の生活の場が確保されることで、健全育成が図られる。	

指標・事業費の推移						
区分		単位	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度当初
対象指標1	対雁小学校区の児童（小学校1年～3年生）数	人	353	317	322	322
対象指標2						
活動指標1	開設日数	日	293	290	294	293
活動指標2	放課後児童会の定員	人	50	50	50	50
成果指標1	入会率	%	100	108	114	90
成果指標2	入会待機者数（3月1日現在）	人	0	0	0	0
事業費(A)		千円	4,375	4,576	4,361	5,062
正職員人件費(B)		千円	1,605	1,603	1,563	1,565
総事業費(A+B)		千円	5,980	6,179	5,924	6,627

	事業内容（主なもの）	費用内訳（主なもの）
25年度	対雁小学校区の児童（小学校1年生～3年生数）	放課後児童会の運営業務の委託料 4,361千円

事業を取り巻く環境変化
事業開始背景
事業を取り巻く環境変化
①昭和41年度に、鍵っ子対策の一環として、市直営により地域の留守家庭児童（1～3年生）を対象に、当該地域の学校余裕教室や民間施設を借り上げてスタートした。 ②各学校の児童数の増加から、昭和59年度から地域の幼稚園に肩代わりを願ってきたが、平成7年度には国の就労支援対策として制度改正が行われ民営の放課後児童会が開設されるようになった。

平成25年度の実績による担当課の評価（平成26年度7月時点）	
(1) 税金を使って達成する目的（対象と意図）ですか？市の役割や守備範囲にあった目的ですか？	
妥当である 妥当性が低い	理由 根拠 放課後児童の生活を守り、親の働く権利と家庭生活を守るといった役割を持つ妥当な事業である。
(2) 上位の基本事業への貢献度は大きいですか？	
貢献度大きい 貢献度ふつう 貢献度小さい 基礎的事務事業	理由 根拠 放課後児童の健全育成事業と保護者の就労支援事業として貢献度は大きい。
(3) 計画どおりに成果は上がっていますか？計画どおりに成果がでている理由、でていない理由は何ですか？	
上がっている どちらかといえば上がっている 上がらない	理由 根拠 利用児童数が増え、留守家庭児童の放課後の生活の場を確保し健全育成を図る一助となった。
(4) 成果が向上する余地（可能性）がありますか？その理由は何ですか？	
成果向上余地 大 成果向上余地 中 成果向上余地 小・なし	理由 根拠 少子高齢化が進むなかで、女性の社会参加も着実に前進し就労支援と地域生活を保障し、児童の健全な発達を保障する場として社会的な需要がある。公設民営により弾力的な運営を実践しており、すでに定員増あるいは時間延長を行っていることから、成果が向上する余地は少ない。
(5) 現状の成果を落とさずにコスト（予算+所要時間）を削減する方法はありませんか？	
ある なし	理由 根拠 平成18年度から運営を民間委託（公設民営方式）し、保護者からも民間放課後児童会と同程度の負担金を徴収するようにしたことから、これ以上のコスト削減は困難。